

## 東根市ウィズコロナ経済活性化補助金交付要綱

令和3年3月26日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、中小企業・小規模事業者が行う新型コロナウイルス対策に取り組む事業及び商工団体等、特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）、任意組織が取り組む商店街等の活性化につながる事業に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で東根市ウィズコロナ経済活性化補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工団体等 東根市商工会及び東根市商工会の各支部並びに商店街振興組織及び料飲店組織、東根温泉協同組合、一般社団法人東根市観光物産協会その他市長が認める組織をいう。
- (2) 商店街等 市内において商店が集まっている地区及び商店が建ち並んでいる通り並びに市内の商業者等で構成する組織をいう。
- (3) 中小企業・小規模事業者等 別表第1に定める事業者をいう。ただし、性風俗産業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者、政治団体、農業者及び農事組合法人は除くものとする。
- (4) 飲食店 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく飲食店の営業許可を受けているものをいう。
- (5) 商業店舗 日本標準産業分類に掲げる小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業等に属する事業所のうち市長が適当と認める事業所が営む店舗であって通年の営業を行うものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 令和3年12月28日までに補助金交付申請を行い、令和4年3月31日までに完了する事業であること。
- (2) 別表第2に掲げる事業区分に応じた事業内容であること。
- (3) 補助金の交付決定の日より前に着手した事業でないこと。
- (4) 東根市の他の制度の補助金等を受けていない、又は受ける予定がない事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうち前2号に該当する者があるもの  
(補助の内容)

第4条 事業区分に応じた補助金の交付対象者、補助対象経費、補助率、補助上限額は別表第3に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

3 補助金の額の算定にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、東根市ウィズコロナ経済活性化補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4号に規定する書類は商店街等経済活性化事業を実施するものを除く。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 現況写真
- (4) 事業実施に係る見積書（ただし、補助対象経費のうち消耗品費が2割未満の場合には省略できる。）、計画図及び導入設備の内容が確認できるもの
- (5) 申請者が法人又は団体である場合は、規約、定款、会則又はこれらに準ずる書類

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該申請の内容が適応であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、東根市ウィズコロナ経済活性化補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は補助金の交付を受けける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(対象事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象事業を変更し、又は廃止しようとするときは、東根市ウィズコロナ経済活性化補助金変更（廃止）承認申請書（様式第5号）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が、交付決定の額を超えるもの又は補助金の額が交付決定の額の2割以内の減額となるものを除く。

2 前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助対象事業の変更又は廃止を認めたときは、速やかに東根市ウィズコロナ経済活性化補助金変更（廃止）承認書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日までに、東根市ウィズコロナ経済活性化補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) 工事明細書又は請求書

(5) 事業実施内容が分かる写真

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確

定し、東根市ウィズコロナ経済活性化補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、速やかに東根市ウィズコロナ経済活性化補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、第10条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（概算払）

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。ただし、商店街等経済活性化事業に限る。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和3年3月26日告示第44号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は 出資の総額)	常勤
①	製造業、建設業、運輸業、農林水産業等その他②から④以外の業種	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。）	5,000万円以下	100人以下
④	小売業	5,000万円以下	50人以下

備考 資本金・従業員規模の一方が、該当する場合対象（個人事業者を含む。）

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象事業内容
新型コロナウイルス 感染防止対策事業	新型コロナウイルス感染防止のため、厚生労働省が公表する行動指針及び各業界団体等が公表するガイドラインに基づき行う事業
宅配サービス等環境 整備事業	飲食店が宅配サービス及びテイクアウトを新規又は拡充して行う事業
インターネット販売 等環境整備事業	インターネット販売を新規又は拡充して行う事業
商店街等経済活性化 事業	商工団体等及びNPO、任意組織が商店街等の活性化として行う事業

注 国や県等において補助対象事業に係る助成制度がある場合については、その活用に努めること。

別表第3（第4条関係）

事業区分	交付対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額
新型コロナウイルス感染防止対策事業	市内で事業所を営む中 小企業・小規模事業者等	新型コロナウイルス感染防止のために実施する事業に要する経費（換気設備導入費、ビニールカーテン等飛沫対策用品、手指消毒液購入費等、新型コロナウイルス感染防止対策事業として、厚生労働省が公表する行動指針及び各業界団体等が公表するガイドラインに基づくもの）	3分の2	1事業者につき10万円
宅配サービス等環境整備事業	市内で飲食店を営む中 小企業・小規模事業者等	宅配サービスやテイクアウト導入に要する経費（弁当容器、広報費、配送委託料、配送用自動車等借上料）	3分の2	1事業者につき10万円
インターネット販売等環境整備事業	市内で商業店舗を営む 中小企業・小規模事業者等	インターネット販売に要する経費（通信販売ウェブサイトの新設及び拡充に係る委託料等、ECモール等登録に係る初期費用・月額利用料）	3分の2	1事業者につき10万円
商店街等経済活性化事業	①商工団体等	商店街等の活性化につながる事業に要する経費（印刷費、広告料、需用費、食糧費（懇親のための飲食費を除く。）、謝金、使用料、抽選会等の景品購入に係る経費、委託料等）	5分の4	1団体につき200万円
	②NPO・任意組織	商店街等の活性化につながる事業に要する経費（印刷費、広告料、需用費、食糧費（懇親のための飲食費を除く。）、謝金、使用料、抽選会等の景品購入に係る経費、委託料等）	5分の4	1団体につき40万円